

御堂筋本町北地区壁面後退部分活用委員会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、御堂筋まちづくりネットワーク規約第6条第2項の規定に基づきガイドライン推進部会内に設置する「御堂筋本町北地区壁面後退部分活用委員会」(以下「委員会」という)に関する必要な事項を定め、大阪市が策定する『御堂筋本町北地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱』(以下「事前協議要綱」という)第5条第2号に定める団体となり、地域にふさわしい自主ルールを作成するとともに、御堂筋本町北地区における壁面後退部分の使用を予定する事業者の行為を地元目線で審査し、同地区において上質なにぎわい空間を創出することを目的とする。

(壁面後退部分)

第2条 本規程で規定する壁面後退部分とは事前協議要綱第3条に定める対象範囲内の敷地における事前協議要綱第2条に定める壁面後退部分とする。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 自主ルールの作成
- (2) 壁面後退部分を使用する行為に対する審査
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事項

- 2 前項第1号により作成した自主ルールは、ガイドライン推進部会での審議を経て決定するものとする。なお、ガイドライン推進部会は決定した自主ルールを直近に開催される「まちづくり検討会」においてその内容を報告するものとする。
- 3 第1項第2号に定める審査を行った場合は、直近に開催される「ガイドライン推進部会」においてその審査結果等を報告するものとする。

(委員)

第4条 委員会の委員は、壁面後退部分を含む敷地の所有者又は壁面後退部分を含む敷地における建築物の所有者(以下「所有者等」という)などとし、別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により定める。
- 3 副委員長及び監事は、委員長が定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(顧問)

第6条 委員会には必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員長の求めに応じて委員会の運営に必要な助言をする。

(会議)

第7条 会議は、以下の場合に委員長が召集する。

- (1) 自主ルールの追加や変更、壁面後退部分の使用に関し、協議が必要なとき
- (2) 壁面後退部分の使用に関し、その内容を審査するとき。ただし、急を要する場合等

は、会議によらず書面審査とする場合もある
(3) その他委員長が必要と認めたとき

(壁面後退部分の使用に関する審査)

第8条 委員会は、壁面後退部分の使用に関する審査について、別途「御堂筋本町北地区壁面後退部分の使用行為に関する審査要領」を定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成27年5月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年8月22日から施行する。